

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集について

警察庁では、令和元年6月5日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）の施行等に伴い、

- ・ 運転中の携帯電話使用等に係る点数及び反則金の額を引き上げること。
- ・ 今回の法改正により新設された自動運行装置に関する義務に違反する行為に係る点数及び反則金の額を規定すること。
- ・ 歩行補助車等に区分される車を新たに追加すること。

等を内容とする道路交通法施行令の一部を改正する政令案等について検討しています。

その内容は別紙1から別紙5までのとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	インターネット	・ 電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム ・ 電子メール (koutsukikakuka01@npa.go.jp) ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁交通局交通企画課法令係 パブリックコメント担当
	FAX	03-3581-9337 ※ 1枚目に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。
意見提出期間	令和元年7月22日（月）から 令和元年8月20日（火）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知おきください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。
- 5 別紙1～5のいずれの改正内容のどの部分についての御意見かが分かるよう、数字、記号等をお示しの上、御意見を提出してください。

例：「別紙3の3(1)ウについての意見…」

〈 凡 例 〉

- 法 : 道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。
- 改正法 : 道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）をいう。
- 新法 : 改正法による改正後の法をいう。
- 令 : 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）をいう。
- 改正令 : 道路交通法の一部を改正する政令案をいう。
- 新令 : 改正令による改正後の令をいう。
- 府令 : 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。
- 改正府令 : 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案をいう。
- 公安委員会 : 都道府県公安委員会をいう。

## 〈 参 考 〉

別紙1から別紙5までのほかに、それぞれの命令案について、新旧対照表等を公表しております。

国家公安委員会・警察庁では、国民にとっての分かりやすさの観点から、内閣府令及び国家公安委員会規則の改正について、いわゆる「改め文」方式ではなく「新旧対照表」方式で行うこととしております。これに伴い、今回公表している内閣府令案及び国家公安委員会規則案の新旧対照表には、従来の新旧対照表（改正案欄と現行欄の相違点を一重傍線のみで表現）とは異なる新たな表記があります。

新たな表記の主なものとその意味は次のとおりです。

### 【二重傍線】

- 1 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分（注）に二重傍線を付しており、その標記部分が同一の場合  
改正前欄に掲げる二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を改正後欄に掲げる対象規定に全部改正する。
- 2 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分に二重傍線を付しており、その標記部分が異なる場合  
改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。
- 3 改正前欄に掲げる対象規定に対応するものを改正後欄に掲げていない場合  
対象規定を削る。
- 4 改正後欄に掲げる対象規定に対応するものを改正前欄に掲げていない場合  
対象規定を加える。

（注）標記部分とは、章、条、項、号、号の細分等の一まとまりの規定の冒頭の「第〇章」、「第〇条」、「1」、「一」、「イ」等の部分をいう。

### 【破線】

改正前欄の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄の破線で囲んだ部分に改める。

## 1 命令等の題名

道路交通法施行令の一部を改正する政令

## 2 根拠となる法令の条項

新法第2条第1項第9号、第90条第1項ただし書及び第5号、第92条の2第1項、第97条の2第1項第3号、第100条の2第1項本文及び第4号並びに第102条の2、同法第105条第2項において準用する同法第104条の4第5項及び第6項並びに同法第107条の2、第112条第1項、第114条の6並びに第125条第1項及び第3項

## 3 改正の概要

### (1) 携帯電話使用等対策の推進を図るための規定の整備

ア 自動車又は原動機付自転車を運転中の携帯電話使用等に付する基礎点数を引き上げ、携帯電話使用等（交通の危険）については6点、携帯電話使用等（保持）については3点（これらの加重類型である酒気帯び（0.25未満）携帯電話使用等（交通の危険）については16点、酒気帯び（0.25未満）携帯電話使用等（保持）については15点）とすることとする（令別表第2関係）。

イ 携帯電話使用等（保持）に関する反則金の額を引き上げ、大型車については2万5千円、普通車については1万8千円、二輪車については1万5千円、原付車については1万2千円とすることとする（令別表第6関係）。

（参考）

近年におけるスマートフォンの普及等に伴い、携帯電話使用等による交通事故の件数は増加傾向にあり、平成30年中は2,790件で5年前（平成25年）の2,038件から約1.4倍に増加しています。また、携帯電話使用等による悲惨な交通死亡事故も発生しています。

このような情勢を踏まえ、改正法において、携帯電話使用等に関する罰則が強化されるなどしたところですが、これに合わせ、携帯電話使用等に係る基礎点数及び反則金の額を引き上げようとするものです。

### (2) 歩行補助車等に係る規定の整備

次の車は、歩行補助車等に該当することとする（令第1条関係）。

ア 小児用の車

イ レール又は架線によらないで通行させる車であって、車体の大きさが他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当し、かつ、車体の構造が、歩きながら用いるためのものとして内閣府令で定める基準に該当するもの

（参考）

現在でも、乳母車等の小児用の車を通行させる者は歩行者として取り扱われていますが、近年、原動機を用いる乳母車等が開発されていることから、小児用の車を歩行補助車等に含めることで、法上の取扱いを明確化するものです。

また、現在、事業者において、従来から販売されている駆動補助機を備えた普通自転車

に新たな機能を追加し、軽い力で押して歩くことができるよう、押して歩く際に原動機が作動する車の開発が進められています。このような車を通行させている者については、実質的には普通自転車を押して歩く者と同視することができることから、歩行者として扱おうとするものです。

### (3) 運転経歴証明書の交付要件等の整備

ア 免許が失効した者のうち免許の取消し等の基準に該当するものについては、運転経歴証明書の交付を申請することができないこととする（令第39条の2の5第1項関係）。

イ 免許が失効した者に対する運転経歴証明書の交付は、申請日前5年以内に免許が失効し、かつ、現に受けている免許がない者に対して行うこととする（令第39条の2の5第2項関係）。

ウ 免許が失効した者のうち運転経歴証明書の交付を受けたものについては、特定失効者から除き、運転免許試験の一部免除を認めないこととする（令第34条の3第2項関係）。

※ 特定失効者とは、免許が失効してから6月を経過していないなど、一定の要件を満たした場合に、運転免許を再取得する際の試験について一部免除を受けることができる者をいいます。

(参考)

運転経歴証明書については、免許証の自主返納者のみがその交付を申請でき、免許証の更新を受けないで免許が失効した者は、申請することができないこととされてきました。しかしながら、免許が失効した者の中には、自主返納者と同様に、自らの判断で運転を断念した者が相当数存在することが見受けられることから、改正法において、免許が失効した者についても運転経歴証明書の交付の申請が可能とされました。これに伴い、運転経歴証明書の交付要件等を整備するものです。

なお、改正法の施行前に免許が失効した方についても、平成28年4月1日以後に免許が失効し、かつ、現に受けている免許がない方は、運転経歴証明書の交付を申請することができます。

### (4) その他

ア スロベニア共和国を、自国の免許証に翻訳文を添付して運転できる国又は地域から削ることとする（令第39条の4関係）。

(参考)

ジュネーブ条約に基づく国際運転免許証を発給していない場合であっても、令第39条の4に規定する国又は地域の外国運転免許証については、一定の翻訳文を添付すれば、これを所持することにより運転することが可能とされています。

スロベニア共和国は同条に規定されていましたが、同国が国際運転免許証の発給を開始したため、同国を削除するものです。

イ 免許証の更新を受けることができなかつたやむを得ない理由等として、公安委員会がやむを得ないと認める事情があったことを追加することとする（令第33条の6の2及び第34条の3第3項関係）。

ウ 公安委員会がやむを得ないと認める事情があった特定失効者の運転免許試験手数料等の額を減ずることとする（令第43条第1項関係）。

（参考）

免許証の更新を受けることができなかつたやむを得ない理由等として公安委員会におけるシステム上の障害が生じた場合のように公安委員会側の事情が想定されることから、免許証の更新を受けることができなかつたやむを得ない理由等として、公安委員会がやむを得ないと認める事情があったことを追加するものです。

また、この場合のやむを得ないと認める事情は、公安委員会において容易かつ迅速に確認することが可能であることなどから、当該事情によって免許証の更新を受けることができなかつた者が免許を取得する際の運転免許試験手数料等を減額するものです。

エ 免許証再交付手数料の額を引き下げることとする（令第43条第1項関係）。

（参考）

免許証の再交付申請の要件は、これまで亡失・滅失等に限られていましたが、改正法により当該要件が緩和され、これまでのような事実確認を要しなくなることから、免許証再交付手数料の額を改めるものです。

オ その他所要の規定を整備することとする。

#### 4 施行期日

改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（改正法の公布の日（令和元年6月5日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（令和元年12月1日を予定））から施行する。ただし、3(4)アに係る部分は、公布の日から施行する。

## 1 命令等の題名

道路交通法施行令の一部を改正する政令

## 2 根拠となる法令の条項

新法第22条第1項、第90条第1項ただし書、第100条の2第1項本文及び第4号、第102条の2、第114条の6並びに第125条第1項及び第3項

## 3 改正の概要

- (1) 自動運行装置に係る整備不良車両の運転の禁止に違反する行為に関し、反則金の額を、大型車については1万2千円、普通車については9千円、二輪車については7千円、原付車については6千円とするとともに、基礎点数を2点とすることとする（令別表第2及び別表第6関係）。

(参考)

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）第2条の規定により、保安基準（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第46条）の対象装置として自動運行装置が追加されたため、同装置に係る整備不良車両（法第62条）の運転は、禁止されるとともに、反則行為（法第125条第1項）とされることとなりました。

これを受け、このような運転の禁止に違反する行為に関し、反則金の額及び基礎点数を定めようとするものです。

- (2) 作動状態記録装置により必要な情報を正確に記録することができない自動運行装置を備えた自動車の運転の禁止に違反する行為に関し、反則金の額を、大型車については1万2千円、普通車については9千円、二輪車については7千円、原付車については6千円とするとともに、基礎点数を2点とすることとする（令別表第2及び別表第6関係）。

(参考)

新法第63条の2の2第1項の規定により、作動状態記録装置により自動運行装置の作動状態を正確に記録することができない状態での自動車の運転は、禁止されるとともに、反則行為とされることとなりました。

これを受け、このような運転の禁止に違反する行為に関し、反則金の額及び基礎点数を定めようとするものです。

- (3) 使用条件を満たさない場合の自動運行装置を使用する運転の禁止に違反する行為に関し、反則金の額を、大型車については1万2千円、普通車については9千円、二輪車については7千円、原付車については6千円とするとともに、基礎点数を2点とすることとする（令別表第2及び別表第6関係）。

(参考)

新法第71条の4の2第1項の規定により、自動運行装置に係る使用条件を満たさない場合における当該自動運行装置を使用した自動車の運転は、禁止されるとともに、反則行為とされることとなりました。

これを受け、このような運転の禁止に違反する行為に関し、反則金の額及び基礎点数を定めようとするものです。

- (4) 自動車が高速自動車国道の本線車道に接する加速車線又は減速車線を通行する場合の最高速度を本線車道を通行する場合のものと同じとすることとする（令第11条、第12条第3項並びに第27条第1項及び第2項関係）。

（参考）

高速自動車国道を利用する車両台数の増加等の交通環境の変化や自動運転技術の開発が進められていることを踏まえ、普通自動車等が高速自動車国道の本線車道に接する加速車線又は減速車線を通行する場合の最高速度である時速60kmを、本線車道を通行する場合の最高速度である時速100kmに合わせようとするものです。

#### 4 施行期日

改正法の施行の日（道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日（同法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日））から施行する。

## 1 命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

## 2 根拠となる法令の条項

新法第2条第1項第11号、第3条、第94条第2項及び第3項、第97条第4項、第104条の4第7項（同法第105条第2項において準用する場合を含む。）、第106条、第114条の6並びに第114条の7並びに新令第1条各号列記以外の部分並びに同条第2号イ及びロ

## 3 改正の概要

### (1) 原動機を用いる歩行補助車等に係る規定の整備

ア 原動機を用いる歩行補助車等の高さの基準を109センチメートルから120センチメートルに引き上げることとする（府令第1条第1項関係）。

（参考）

新令第1条第1号の規定により、原動機を用いる小児用の車で、車体の大きさ等が一定の基準に該当するものは、歩行補助車等に該当することとされますが、今後、高さが従来の基準を超過している乳母車が販売されようとしており、高さの基準を一定程度（原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準とされている高さ）まで引き上げたとしても他の歩行者との混合交通における交通の安全と円滑を阻害するおそれはないと考えられることから、当該高さの基準を引き上げるものです。

イ 原動機を用いる大型の電動乳母車のうち警察署長の確認を受けた方法で通行させるもの及び新令第1条第2号に該当する車については、車体の大きさの基準の例外とすることとする（府令第1条第2項関係）。

（参考）

近年、6人の幼児を乗せることのできる大型の電動乳母車が開発されているところ、規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）において、「駆動補助機付乳母車について、どのような大きさ等であれば歩道上を通行する他の交通主体の交通の安全と円滑を確保しつつ歩道を通行させることができるのか、乳母車の販売事業者等や保育サービス関係者の意見も踏まえながら基準の在り方を早期に検討し、必要な措置を講ずる」こととされたことを踏まえ、本改正を行うものです。

ウ 歩行補助車、小児用の車及びショッピングカート以外の車で歩行補助車等に区分され、これを通行させている者が法上歩行者として取り扱われるものの基準（新令第1条第2号）として

- ・ 長さ190センチメートル、幅60センチメートルを超えない大きさであること。
- ・ 法第63条の3に規定する普通自転車の乗車装置（幼児用座席を除く。）を使用することができないようにした車その他の車であって、通行させる者が乗車することができない構造であること。

を定めることとする（府令第1条第3項及び第4項関係）。

（参考）

現在、事業者において、従来から販売されている駆動補助機を備えた普通自転車に新たな機能を追加し、軽い力で押して歩くことができるよう、押して歩く際に原動機が作動する車の開発が進められています。このような車を通行させている者については、実質的には普通自転車を押して歩く者と同視することができることから、普通自転車と同じ大きさのものまでは歩道を押して通行することを認めようとするものです。

エ 原動機を用いる軽車両に当たる車は

- ・ 車体の大きさが長さ4.00メートル、幅2.00メートル、高さ3.00メートルを超えないこと。
- ・ 車体の構造が次に掲げるものであること。
  - ・ 原動機として、電動機を用いること。
  - ・ 歩きながら運転するものであること。
  - ・ 運転者が当該車から離れた場合には、原動機が停止すること。

のいずれにも該当するものであることとする（府令第1条の2の2関係）。

（参考）

近年、原動機を用いる手押し式の運搬車が開発・販売されており、こうした車のうち他の交通に及ぼす危険の程度が低いものについては、軽車両として取り扱うこととしても差し支えないと考えられました。そこで、改正法により、軽車両に区分する車として、

- ・ 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であって、車体の大きさ及び構造を勘案して法に規定された軽車両に準ずるものとして内閣府令で定めるもののうち、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のもの

が加えられることとなったことを受け、原動機を用いる軽車両が満たすべき基準を定めようとするものです。

オ 原動機を用いる軽車両について型式認定制度を設けることとする（府令第39条の2の2関係）。

（参考）

改正法により加えられたエの原動機を用いる軽車両について、原動機を用いる歩行補助車等と同様に、製造又は販売を行う者が、基準に適合することについて国家公安委員会の認定を受けることができることとするものです。

(2) 免許証の再交付要件の緩和

免許証の再交付を認める場合として、免許証の備考欄に記載事項の変更に係る事項等の記載がある場合、写真を変更しようとする場合、公安委員会が相当と認める場合等を追加することとする（府令第21条関係）。

（参考）

改正法において、免許証の再交付申請の要件が緩和されたところ、その具体的な要件は内閣府令で定めることとされたことを受けて、免許証及び運転経歴証明書の再交付の要件について規定するものです。

(3) その他

ア 定格出力が20.00キロワットを超える原動機を有する自動二輪車の区分を、普通

自動二輪車から大型自動二輪車に改めることとする（府令第2条関係）。

（参考）

現在、電動自動二輪車については、定格出力0.60キロワットを超える電動自動二輪車は全て普通自動二輪車に区分されていますが、大型の電動自動二輪車が登場していることから、定格出力が20.00キロワットを超える原動機を有する自動二輪車を大型自動二輪車とし、普通自動二輪車と大型自動二輪車を定格出力により区分するものです。

イ AT限定大型二輪免許で運転することができる車両の総排気量の上限（0.650リットル）を設けないこととする。また、AT限定大型二輪免許の試験車両を大型二輪免許の試験車両と同様に総排気量0.700リットル以上とすることとする（府令第24条第6項関係）。

（参考）

AT限定大型二輪免許については、その試験車両は総排気量0.600リットル以上0.650リットル以下の大型自動二輪車とされ、また、当該免許で運転できるAT二輪車は総排気量0.650リットル以下に限定されています。しかしながら、現在、総排気量0.700リットル以上のAT二輪車が流通していることから、AT限定大型二輪免許で運転することができる車両の総排気量の上限を設けないこととするものです。

なお、現在、AT限定大型二輪免許で総排気量0.650リットル以下のものに限るとの限定が付されている方についても、総排気量の限定がなくなります。また、AT限定大型二輪免許の試験車両については、当分の間、従来のもを使用することができる経過措置を設けることとしています。

ウ その他所要の規定を整備することとする。

#### 4 施行期日

改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（改正法の公布の日（令和元年6月5日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（令和元年12月1日を予定））から施行する。

## 1 命令等の題名

原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手續等に関する規則の一部を改正する規則

## 2 根拠となる法令の条項

府令第39条の8

## 3 改正の概要

- (1) 原動機を用いる軽車両の型式認定の手續に関する規定を整備することとする（第1条、第2条、第10条、第12条、第13条、別記様式第1及び別記様式第2関係）。

（参考）

改正府令により原動機を用いる軽車両の型式認定制度が設けられることから、同制度について、原動機を用いる歩行補助車等と同様の手續を定めるものです。

- (2) 書類に代えて提出することができる媒体をフレキシブルディスクから電磁的記録媒体に拡大することとする（第16条及び別記様式第5関係）。

（参考）

フレキシブルディスク以外の電磁的記録媒体の提出によっても、型式認定に係る申請等を行うことができることとするものです。

- (3) その他所要の規定を整備することとする。

## 4 施行期日

改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（改正法の公布の日（令和元年6月5日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（令和元年12月1日を予定））から施行する。ただし、3(2)及び(3)に係る部分は、公布の日から施行する。

## 1 命令等の題名

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の一部を改正する規則

## 2 根拠となる法令の条項

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項

## 3 改正の概要

原動機を用いる軽車両の型式認定の申請等については、電子情報処理組織を使用し  
て行わせることができることとする（別表第1関係）。

（参考）

改正府令により設けられる原動機を用いる軽車両の型式認定については、原動機を用いる  
歩行補助車等の型式認定と同様に、オンラインで申請等ができることとするものです。

## 4 施行期日

改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（改正法の公布の日（令和元年6  
月5日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（令和元年12月  
1日を予定））から施行する。